

○減免申請についての御案内○

令和2年5月20日

1 減免対象となる費目

入学料（1年生のみ）、PTA、後援会及び生徒会の各会費

※空調設備費、進路指導費、学年積立金は免除となりません。

2 減免の対象者

生活保護法による高等学校等就学費の給付を受けることができる方を除き、以下（1）から（6）いずれかに該当する方

（1）保護者全員の令和2年度の市町村民税所得割額が非課税（0円）の方

※指定都市（県内はさいたま市のみ）から課税されている方は、令和2年度の税源移譲前の税率により算出した市民税所得割額が非課税となる方

（2）児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している方又は同法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている方又は家庭裁判所の選任により未成年後見人となった法人に身上監護されている方

（3）保護者が受給している児童扶養手当の受給額が以下の表の額以上の方

| 支給対象児童数※1 | ひと月あたりの受給額※2 |
|-----------|--------------|
| 1人 | 29,780円 |
| 2人 | 42,160円 |
| 3人 | 48,220円 |

※1…支給対象児童数が4人以上の方については事務室にお問い合わせください。

※2…上記の受給額未満であっても（1）に該当する場合がありますので、御確認ください。

（4）保護者が天災その他の災害を受けたため、納入が困難となった方

※1年生の方で、令和元年台風19号の被災証明を受けた方は、こちらの対象になります。

（5）保護者が死亡、又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった方

（6）保護者の失職、転職、就業条件の変化等により家計が急変したため、納入が困難となった方

※（5）（6）については、提出書類から算出した保護者全員の市町村民税所得割額が非課税（0円）相当となる方が対象です。非課税相当となる目安は、世帯構成により異なります。

【例：父（給与収入のみ）、母（控除対象配偶者）、生徒本人の3人世帯の場合に非課税相当となる給与収入（家計状況変化後の給与月額〔総支給額〕×12か月）の目安…約220万円】

3 申請方法

本校ホームページ掲載の「減免申請関係様式」を印刷し、必要事項を御記入の上、申請理由を証明する書類と合わせて**令和2年6月30日（火）まで**に事務室へ郵送又は持参してください。

記入例や必要な書類については、本校ホームページ掲載の「減免申請書類の提出について」を御確認ください。ホームページから様式を印刷する環境がない場合は、事務室まで御連絡ください。

※提出期限以降であっても、経済的に特別な事情が生じた際には、事務室へ御相談ください。

4 注意事項

減免の許可は、申請内容を審査の上決定します。申請すれば必ず許可されるものではありませんので、あらかじめ御承知おきください。

【お問い合わせ先：上尾高等学校 事務室 ☎048-772-3322（平日8:30～17:00）】